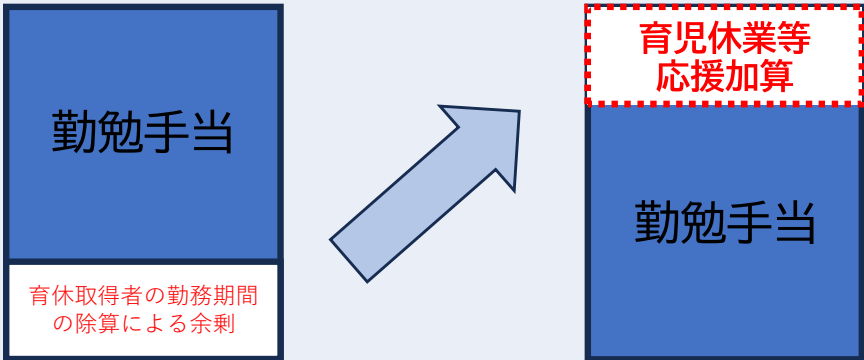


育児休業等応援加算(勤勉手当)

通称:育休等サポート感謝制度

【制度概要】

| | |
|----------------|---|
| 対象となる 休暇・休職 | 1か月以上の育児休業、産前産後休暇、病気休暇・休職、 介護休暇(代替職員が配置されている期間を除く) ※月の初日から末日までの全日数に渡り未出勤の月が対象 |
| 支給対象 職員 | 育児休業等を取得した職員の業務を担うことになった常勤職員 (育児休業等取得者1名につき最大5名) ※国・県・民間企業等への派遣職員、会計年度任用職員は加算の対象外 |
| 加算額 | 業務を負担した期間に応じて勤勉手当を1か月当たり0.03月加算 (1か月未満の日数は切り捨てる) 【給料月額30万円の場合(30代後半 主査程度)】 1か月約9,000円加算(最大6か月で約54,000円加算) ※ただし、条例により支給総額の上限が定められているため、 その上限を超える場合は1か月当たりの加算月数を減ずる。 |
| 算定期間 | ① 6/2~12/1⇒12月賞与の勤勉手当に加算 ②12/2~ 6/1⇒ 6月賞与の勤勉手当に加算 |
| 適用時期 | 令和8年4月1日から適用(令和8年6月賞与から反映) |
| 原資 | 育休等取得者の勤務しなかった期間の除算による 勤勉手当の余剰分を活用  |